



# 躍動

(FAX版)

発行所



企業とまちのサポーター

石狩商工会議所

石狩市花川北6条  
1丁目5番地

TEL:0133-72-2111  
FAX:0133-72-2577

<http://www.ishikari-cci.or.jp>

## 第68回全道商工会議所大会

### 要望事項報告

7月7日(土) 釧路市で開催された、第68回全道商工会議所大会で承認された要望事項のうち、当会議所が提案した事項についてご報告します。

なお、この要望事項は、道商連を通じて国・道に対し要望しております。

#### ●石狩湾新港の整備促進

- ・大水深岸壁等のインフラ整備
- ・内貿定期航路就航の実現
- ・海上保安官署の設置

#### ●輸出入促進に向けた物流機能の拡充

- ・新港地域と札幌間の交通アクセスの改善

#### ●国道337号道央圏連絡道路の早期全面開通

- ・石狩と札幌間の軌道系交通機関の実現

- ・データセンターの活用及び立地促進

#### ●地域経済活性化に向けた

##### 基盤整備

- ・新港地域のスマートエネルギー化の推進
- ・新港へのアクセス強化
- ・石狩警察署の設置
- ・国道231号の整備促進
- ・「道の駅石狩」への総合的な支援
- ・サイクルーツ・リスムの推進、世界水準のサイクリング環境の構築
- ・直轄河川改修事業の促進
- ・道道矢臼場札幌線の整備

#### 【生産性向上特別措置法】

### 中小企業の設備投資促進

本年6月6日、「生産性向上特別措置法」が施行されました。同法では、中小企業・小規模事業者等が市町村の認定を受けた計画に基づいて先端設備等を導入する際に支援措置を講ずることで、生産性向上のための設備投資を加速します。

これに伴い、石狩市では6月26

日付けで経済産業省より導入促進基本計画の同意を受け、「先端設備等導入計画」申請の受付を開始しました。

石狩市では、中小企業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画を申請し、認定した場合、地方税法に基づき、新規取得設備に係る固定資産税の特例措置として、本制度による固定資産税の特例率を、3年間「ゼロ」としています。

この計画は、石狩市に所在している中小企業者等が対象で、事前に認定経営革新等支援機関(当商工会議所・地域金融機関等)にあらかじめ計画の確認を受けてから申請する必要があります。

また、税制措置を受けるためには工業会証明書を取得し、石狩市へ提出していただきます。

認定を受けた場合、固定資産税の特例措置をはじめ、信用保証に関する金融支援、ものづくり補助金などの補助事業において優先採択を受けることができます。

#### ■問合せ 企業支援係

詳しくは、石狩市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/syoutukour/39515.html>

### 加入推進キャンペーン実施中!

期間中ご加入(新規・追加・増口)いただくと、抽選で各地特産品をプレゼント!(9月末まで)

## いしかり共済

(入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付定期保険(団体型))

月額掛金980円(10~最大50歳まで・65歳まで)で、

病気・災害による死亡から事故による入院まで、業務内外を問わず24時間保障!

さらに!75歳まで加入が可能になりました!(66歳以上は掛金が異なります)

◆◆◆お申込み・お問合せは、企業支援係まで◆◆◆

### 外国人観光客受入セミナー

日時: 8月21日(火)  
13:30~15:00

会場: 花川北コミュニティーセンター

講師: (株)北海道宝島旅行社

代表者取締役 鈴木宏一郎氏

■問合せ・申し込み■

石狩市商工労働観光課

TEL 72-3167

※詳細は当所HPをご確認ください。

### 札幌中央労働基準監督署の電話番号

~7月2日からダイヤルになりました~

- ・労働条件・解雇・賃金 (011)737-1191
- ・安全衛生 (011)737-1192
- ・労災補償 (011)737-1193
- ・労働保険加入・納付 (011)737-1194
- ・総合労働相談コーナー (011)737-1195

日本政策金融公庫 定例相談日 8月2日(木)・9月6日(木) 10:00~15:00 (担当: 企業支援係)

FAX送信を希望されない場合は、お手数ですが事務局へご連絡ください。(担当: 総務課 岩山 TEL 72-2111・FAX 72-2577)